

令和8年度

公共用水域・地下水
水質測定計画

滋賀県

令和8年度公共用水域水質測定計画

滋 賀 県

第1 令和8年度公共用水域水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、県内の公共用水域の水質等の測定について必要な事項を定めるものとする。

2 測定地点

(1) 水質

ア 琵琶湖

図表1および図表2に掲げる地点とする。(北湖31地点、南湖20地点)

イ 河川

図表3および図表4に掲げる地点とする。(27河川)

(2) 底質

琵琶湖今津沖中央および唐崎沖中央とする。

3 測定項目

(1) 水質

ア 一般項目

気温、水温、流量(河川)、透明度(湖沼)、透視度(河川)

イ 生活環境の保全に関する環境基準項目(以下、「生活環境項目」という。)

昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」(以下「告示59号」という。)別表2に掲げられた次の11項目

水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数、全窒素(T-N)、全りん(T-P)、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

ウ 人の健康の保護に関する環境基準項目(以下、「健康項目」という。)

告示59号別表1に掲げられた次の27項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(NO₃-N及びNO₂-N)、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合にのみ測定することとする。

エ 要監視項目

(ア) 人の健康の保護に関する項目

平成5年3月8日付け環水管第21号の環境庁水質保全局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断され、令和2年5月28日付け環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号の環境省水・大気環境

局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」に掲げられた項目のうち、次の 27 項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、*p*-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシシン銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロルニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)

(イ) 水生生物の保全に関する項目

平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号の環境省水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」および平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号の環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」において、有用な水生生物及びその餌生物ならびにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された次の 6 項目

クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-*t*-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

オ その他の項目

アンモニウム態窒素 ($\text{NH}_4\text{-N}$)、有機態窒素 (org-N)、溶解性オルトリン酸態りん、溶性珪酸、クロロフィル、フェオ色素、塩化物イオン、溶存態化学的酸素要求量 (D-COD)、溶存態全有機炭素 (D-TOC)、懸濁態全有機炭素 (P-TOC)、全有機炭素 (TOC)、底層 D0、鉄、溶存態鉄、溶存態マンガン、植物プランクトン

(2) 底質

強熱減量、硫化物、COD、T-N、T-P

4 測定方法

図表 5 に掲げる方法とする。

5 各測定地点における測定頻度等

(1) 水質および植物プランクトン

ア 琵琶湖

図表 6 のとおりとし、採水深度は表層 (0.5m) とする。

水深別水質測定については図表 8 のとおりとする。

イ 河川

図表 7 のとおりとし、採水深度は表層 (0.5m) を基本とするが、水深が浅い場合は水面から水深の 2 割の深度とする。採水位置は流心とする。

(2) 底質

1 回/年

6 採水時期

(1) 琵琶湖

風や雨等天候の影響のない日におこなうものとする。

(2) 河川

数日間晴天が続き、水量が安定している日におこなうものとする。

7 実施機関

図表 6、7、8 のとおりとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

8 健康項目が環境基準を超過した場合等の対応

健康項目が環境基準を超えた場合あるいは超えるおそれがある場合には、関係者に速やかに通知するとともに、原因を究明するための調査を実施するものとする。

《参考》

生活環境項目に関する環境基準を図表 9 に、健康項目に関する環境基準を図表 10 に、要監視項目に関する指針値を図表 11 に示す。

図表 1 琵琶湖の測定地点

水 域 名	類型指定年月日、類型 および基準値の達成期間 ¹⁾	地点統一 番号	測定地点	緯度(北緯)	経度(東経)	測定実施機関	備 考
琵琶湖(1) 〔琵琶湖大橋 より北側〕	S47.4.6 湖沼AA イ S60.4.20 湖沼Ⅱ ニ (環境省告示14 ²⁾)	501-01	今 津 沖	35° 23′ 58″	136° 02′ 30″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾
		501-02	長 浜 沖	35° 22′ 17″	136° 15′ 22″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾
		501-03	北 小 松 沖	35° 15′ 20″	135° 59′ 02″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾
		501-04	愛 知 川 沖	35° 13′ 14″	136° 06′ 15″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾
		501-51	知 内 川 沖	35° 26′ 42″	136° 03′ 50″	水 資 源 機 構	
		501-52	知内川沖中央	35° 26′ 26″	136° 06′ 50″	水 資 源 機 構	
		501-53	早 崎 港 沖	35° 26′ 11″	136° 09′ 51″	水 資 源 機 構	
		501-54	今 津 沖 中 央	35° 23′ 41″	136° 07′ 57″	滋 賀 県	NP環境基準点
		501-55	姉 川 沖	35° 23′ 01″	136° 12′ 17″	水 資 源 機 構	
		501-56	外 ケ 浜 沖	35° 21′ 15″	136° 04′ 27″	水 資 源 機 構	
		501-57	外ヶ浜沖中央	35° 20′ 34″	136° 09′ 47″	滋 賀 県	
		501-58	天 野 川 沖	35° 19′ 48″	136° 15′ 41″	水 資 源 機 構	
		501-59	安 曇 川 沖	35° 19′ 02″	136° 04′ 58″	水 資 源 機 構	
		501-60	安曇川沖中央	35° 17′ 41″	136° 09′ 15″	滋 賀 県	NP環境基準点
		501-61	彦 根 港 沖	35° 17′ 06″	136° 14′ 08″	水 資 源 機 構	
琵琶湖北湖 〔琵琶湖大橋 より北側に 限る。ただ し、琵琶湖 北湖(1) から(3) までに係る 部分を除く。〕	H21.11.30 湖沼生物A イ (環境省告示14 ²⁾)	501-62	大 溝 沖	35° 17′ 11″	136° 01′ 30″	水 資 源 機 構	
		501-63	大 溝 沖 中 央	35° 15′ 28″	136° 04′ 53″	国 土 交 通 省	
		501-64	石 寺 沖	35° 14′ 32″	136° 09′ 36″	国 土 交 通 省	
		501-65	北小松沖中央	35° 14′ 07″	136° 02′ 26″	国 土 交 通 省	
		501-66	南 比 良 沖	35° 12′ 42″	135° 56′ 47″	国 土 交 通 省	
		501-67	南比良沖中央	35° 11′ 39″	135° 59′ 39″	滋 賀 県	NP環境基準点
		501-68	長 命 寺 沖	35° 10′ 40″	136° 03′ 07″	国 土 交 通 省	
		501-69	蓬 萊 沖	35° 10′ 28″	135° 55′ 36″	国 土 交 通 省	
		501-70	蓬 萊 沖 中 央	35° 10′ 06″	135° 58′ 30″	国 土 交 通 省	
		501-71	日 野 川 沖	35° 09′ 24″	136° 01′ 38″	水 資 源 機 構	
		501-72	丹 出 川 沖	35° 08′ 45″	135° 56′ 03″	国 土 交 通 省	
		501-73	丹出川沖中央	35° 08′ 20″	135° 56′ 53″	国 土 交 通 省	
		501-74	吉 川 港 沖	35° 07′ 58″	135° 58′ 11″	国 土 交 通 省	
		501-75	岩 熊 地 先	35° 30′ 39″	136° 09′ 48″	滋 賀 県	水生生物保全環境基準点
		501-76	延 勝 寺 地 先	35° 25′ 49″	136° 11′ 14″	滋 賀 県	水生生物保全環境基準点
琵琶湖北湖(イ) 琵琶湖北湖(ロ) 琵琶湖北湖(ハ)	R3.12.28 湖沼生物3 (環境省告示14 ²⁾) R3.12.28 湖沼生物2 (環境省告示14 ²⁾) R3.12.28 湖沼生物1 (環境省告示14 ²⁾) ※測定地点設定の考え方等 については、国において 検討中	501-77	針 江 地 先	35° 22′ 22″	136° 03′ 06″	滋 賀 県	水生生物保全環境基準点
		502-01	堅 田 沖 中 央	35° 06′ 40″	135° 55′ 56″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾
		502-02	浜 大 津 沖	35° 00′ 38″	135° 52′ 30″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾
		502-03	唐 崎 沖 中 央	35° 02′ 40″	135° 53′ 36″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾ 4)
		502-05	新 杉 江 港 沖	35° 04′ 60″	135° 56′ 12″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾
		502-51	堅 田 沖	35° 06′ 24″	135° 55′ 21″	国 土 交 通 省	
		502-52	木 ノ 浜 沖	35° 06′ 19″	135° 56′ 12″	国 土 交 通 省	
		502-53	雄 琴 沖	35° 05′ 09″	135° 54′ 02″	国 土 交 通 省	
		502-54	雄 琴 沖 中 央	35° 04′ 55″	135° 55′ 09″	国 土 交 通 省	
		502-55	大 宮 川 沖	35° 04′ 12″	135° 53′ 32″	国 土 交 通 省	
		502-56	大宮川沖中央	35° 03′ 58″	135° 54′ 14″	国 土 交 通 省	
		502-57	志 那 沖	35° 03′ 40″	135° 54′ 57″	水 資 源 機 構	
		502-58	唐 崎 沖	35° 03′ 01″	135° 52′ 38″	国 土 交 通 省	
		502-59	伊 佐 ヲ 川 沖	35° 02′ 30″	135° 54′ 26″	水 資 源 機 構	
		502-60	柳 ケ 崎 沖	35° 01′ 40″	135° 52′ 18″	国 土 交 通 省	
琵琶湖南湖 〔琵琶湖大橋 より南側に 限る。ただ し、琵琶湖 南湖(1) に係る部分 を除く。〕	H21.11.30 湖沼生物B イ (環境省告示14 ²⁾) R3.12.28 湖沼生物1 (環境省告示14 ²⁾) ※測定地点設定の考え方等 については、国において 検討中	502-61	柳ヶ崎沖中央	35° 01′ 36″	135° 53′ 27″	国 土 交 通 省	
		502-62	山 田 港 沖	35° 01′ 28″	135° 54′ 38″	水 資 源 機 構	
		502-63	三 保 ケ 崎 沖	35° 01′ 04″	135° 51′ 57″	国 土 交 通 省	
		502-64	粟 津 沖 中 央	34° 59′ 04″	135° 54′ 22″	国 土 交 通 省	
		502-65	浜 大 津 沖 中 央	35° 00′ 47″	135° 53′ 27″	国 土 交 通 省	
		502-66	新 浜 地 先	35° 00′ 08″	135° 54′ 35″	滋 賀 県	水生生物保全環境基準点

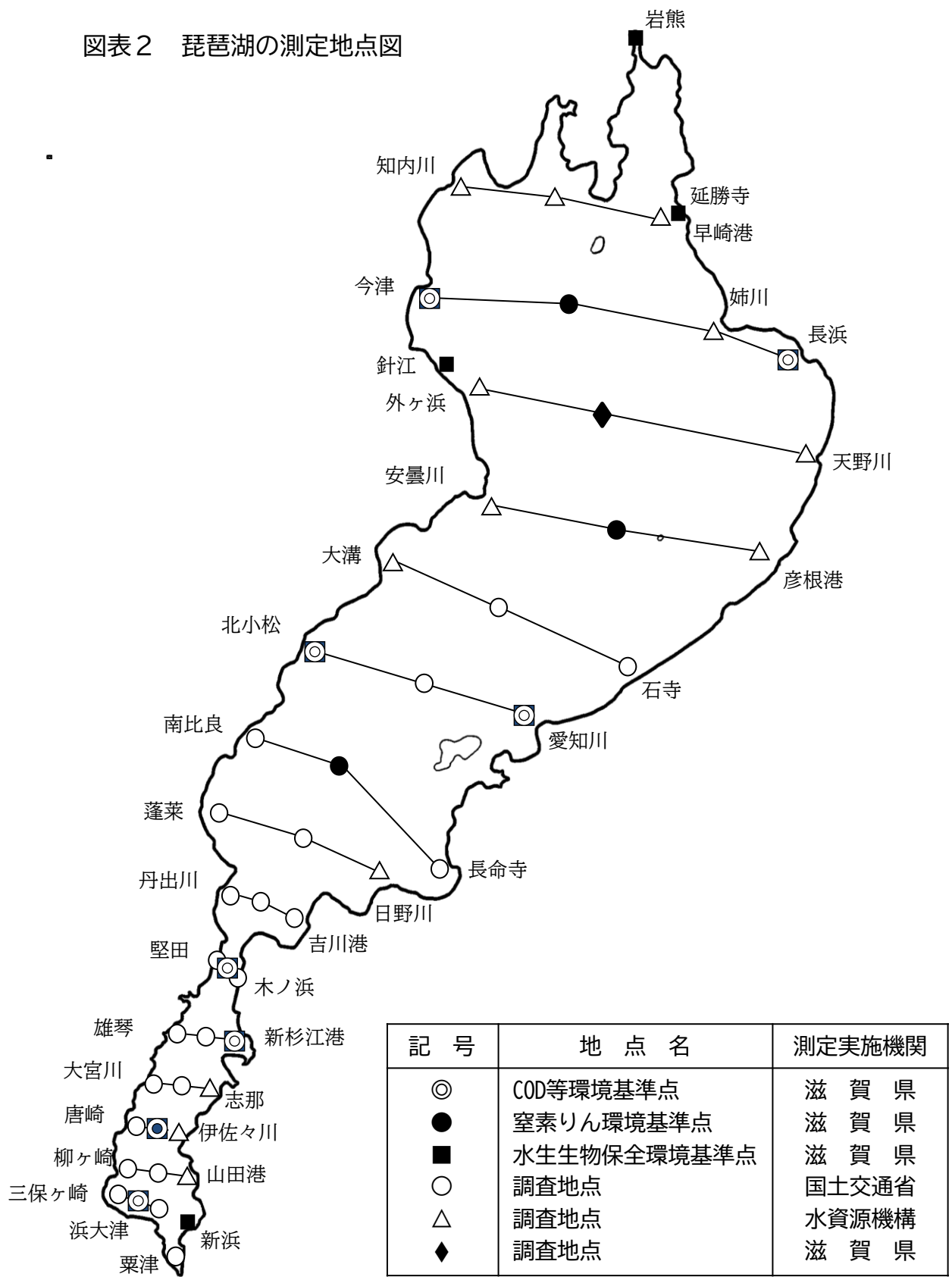
1) 類型および基準値は、16～18 頁図表 9 (1) 参照。

達成期間は、イ：直ちに達成する。ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成する。ニ：段階的に暫定目標と達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。を示す。

2) 環境省告示 14：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 14 号

3) 水生生物保全環境基準点を兼ねる。 4) NP 環境基準点を兼ねる。

図表2 琵琶湖の測定地点図



図表3 河川の測定地点

	水域名	類型指定年月日	類型および 基準値の 達成期間 ¹⁾	地点統一 番号	測定地点	緯度(北緯)	経度(東経)	測定実施機関
環境基準 設定 河川	瀬田川全域	S47.4.6 ²⁾ H21.11.30 ²⁾	Aイ 生物Bイ	1-1 1-51	唐橋流心 洗堰下	34° 58' 20" 34° 56' 21"	135° 54' 22" 135° 54' 34"	滋 賀 県 国 土 交 通 省
	天神川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	2-1	県道高島大津線との交叉地点	35° 06' 42"	135° 54' 38"	大 津 市
	大宮川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	3-1	大津市道幹2119号線との交叉地点	35° 04' 01"	135° 53' 07"	大 津 市
	柳川全域	S49.4.1 ³⁾	A Aハ	4-1	新柳川橋	35° 01' 51"	135° 52' 00"	大 津 市
	吾妻川全域	S49.4.1 ³⁾	A Aハ	5-1	大津湖岸線との交叉地点	35° 00' 29"	135° 52' 16"	大 津 市
	相模川全域	S49.4.1 ³⁾	A Aハ	6-1	大津湖岸線との交叉地点	35° 00' 16"	135° 53' 24"	大 津 市
	十禅寺川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	7-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 00' 12"	135° 55' 26"	滋 賀 県
	葉山川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	8-1	北大萱橋	35° 02' 35"	135° 56' 32"	滋 賀 県
	守山川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	9-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 04' 25"	135° 57' 41"	滋 賀 県
	大戸川全域	S49.4.1 ³⁾	Aイ	10-1 10-2	大鳥居発電所放流口より下流20mの地点 稲津橋	34° 56' 17" 34° 56' 33"	136° 01' 52" 135° 55' 07"	大 津 市 大 津 市
	信楽川全域	S49.4.1 ³⁾	Aイ	11-1 11-2	加河川との合流地点 瀬田川との合流点より上流50mの地点	34° 54' 14" 34° 54' 45"	135° 57' 00" 135° 54' 52"	大 津 市 大 津 市
	姉川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	A Aイ	12-1	美浜橋	35° 23' 43"	136° 13' 27"	滋 賀 県
	田川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	A Aハ	13-1	河口部上流300m地点	35° 24' 21"	136° 13' 00"	滋 賀 県
	天野川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	A Aハ	14-1	朝妻橋	35° 19' 49"	136° 16' 22"	滋 賀 県
	犬上川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	A Aロ	15-1	犬上川橋	35° 15' 50"	136° 13' 11"	滋 賀 県
	宇曽川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	Bイ	16-1	唐崎橋	35° 14' 34"	136° 12' 18"	滋 賀 県
	愛知川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	A Aイ	17-1	栗見橋	35° 12' 43"	136° 08' 07"	滋 賀 県
	日野川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	Aイ	18-1	野村橋	35° 07' 54"	136° 01' 50"	滋 賀 県
	家棟川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	Bハ	19-1	野田橋	35° 07' 33"	136° 01' 15"	滋 賀 県
	野洲川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	Aイ	20-1 20-2	服部大橋 横田橋	35° 06' 05" 34° 59' 06"	135° 59' 27" 136° 07' 06"	国 土 交 通 省 滋 賀 県
	大浦川全域	S51.5.19 ⁵⁾	Aイ	21-1	大浦川橋上流300m地点	35° 29' 25"	136° 07' 08"	滋 賀 県
	知内川全域	S51.5.19 ⁵⁾	A Aイ	22-1	大川橋	35° 27' 09"	136° 03' 31"	滋 賀 県
	石田川全域	S51.5.19 ⁵⁾	A Aイ	23-1	浜分橋	35° 24' 35"	136° 02' 28"	滋 賀 県
	安曇川全域	S51.5.19 ⁵⁾	A Aイ	24-1	常安橋	35° 20' 44"	136° 01' 28"	滋 賀 県
	和邇川全域	S51.5.19 ⁵⁾	Aイ	25-1	和邇川下橋	35° 09' 23"	135° 55' 48"	大 津 市
	白鳥川			205-1	高坐橋から下流1本目の農橋	35° 08' 19"	136° 04' 11"	滋 賀 県
	長命寺川			206-1	白王橋	35° 09' 54"	136° 05' 51"	滋 賀 県

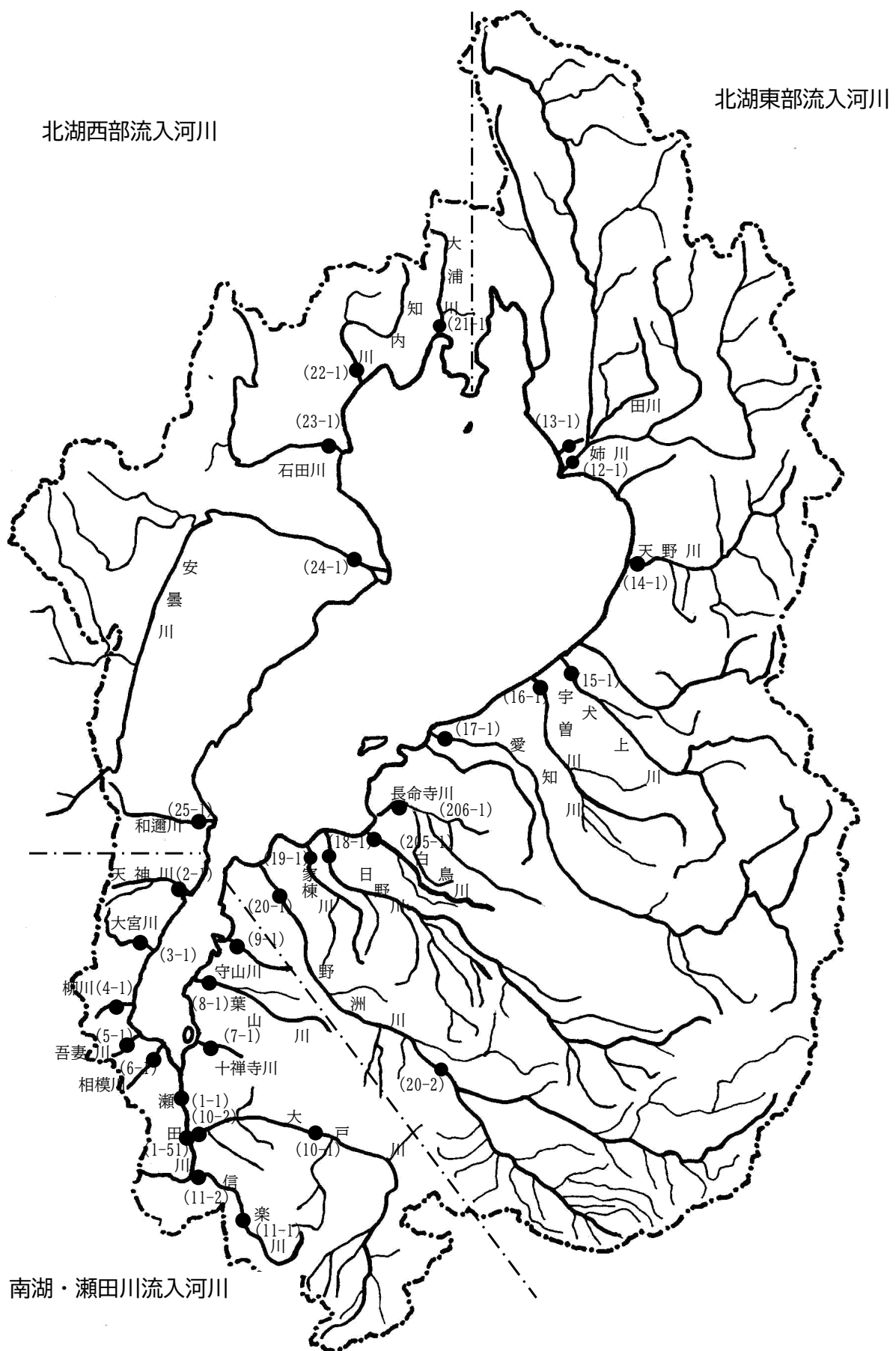
1) 類型および基準値は、19～20 頁図表9 (2) 参照。

達成期間は、イ：直ちに達成する。ロ：5年以内で可及的速やかに達成する。ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成する。を示す。

2) 平成21年3月31日環境省告示第14号 3) 昭和49年4月1日滋賀県告示第136号

4) 昭和50年4月14日滋賀県告示第169号 5) 昭和51年5月19日滋賀県告示第376号

図表4 河川の測定地点図



図表5 測定方法

項目		測定方法		報告下限値
一般項目	気温	上水試験方法－2020	Ⅱ－3 1	－
	水温	上水試験方法－2020	Ⅱ－3 1	－
	流量	JIS K0094	8.4	－
	透明度	セッキ円板法		－
	透視度	透視度計		－
生活環境項目	SS	告示59号 ¹⁾	付表8	1 mg/L
	pH	JIS K0102-1	12	－
	DO	同	21.2、21.3、21.4、21.5	0.5 mg/L
	BOD	同	18	0.5 mg/L
	COD	同	17.2	0.5 mg/L
	大腸菌数	JIS K0102-5	5.6.2（規格5.6.2.7を除く。）※ ¹	1 CFU/100mL
	全窒素	JIS K0102-2	17.4、17.5（規格17.5.3.2を除く。）	0.05 mg/L
	全りん	同	18.4.1（ブロックヒーターを用いて分解する方法を除く。）及び18.4.4、18.4.6	0.003 mg/L
	全亜鉛	JIS K0102-3	12.2、12.3、12.4、12.5	0.001 mg/L
	ノニルフェノール	告示59号 ¹⁾	付表9	0.00006 mg/L
健康項目	LAS	JIS K0102-4	6.2.5	0.0006 mg/L
	カドミウム	JIS K0102-3	14.3、14.4、14.5	0.0003 mg/L
	全シアン	JIS K0102-2	9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、 9.4、9.5若しくは9.6	0.1 mg/L
		又は告示59号 ¹⁾	付表1	
	鉛	JIS K0102-3	13.2、13.3、13.4、13.5	0.005 mg/L
	六価クロム	同	24.3（規格24.3.3及び24.3.7を除く。）※ ²	0.01 mg/L
	砒素	同	20.3、20.4、20.5	0.005 mg/L
	総水銀	告示59号 ¹⁾	付表2	0.0005 mg/L
	アルキル水銀	告示59号 ¹⁾	付表3	0.0005 mg/L
	PCB	告示59号 ¹⁾	付表4	0.0005 mg/L
	ジクロロメタン	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.002 mg/L
	四塩化炭素	同	5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.0002 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	同	5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	0.0004 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン（DCE）	同	5.1、5.2、5.3.2	0.002 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同	同	0.002 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン（MC）	同	5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.1 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	同	同	0.0006 mg/L
	トリクロロエチレン（TCE）	同	同	0.001 mg/L
	テトラクロロエチレン（PCE）	同	同	0.001 mg/L
	1,3-ジクロロプロパン	同	5.1、5.2、5.3.1	0.0002 mg/L
	チウラム	告示59号 ¹⁾	付表5	0.0006 mg/L
	シマジン	同	付表6の第1又は第2	0.0003 mg/L
	チオベンカルブ	同	同	0.002 mg/L
	ベンゼン	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.001 mg/L
	セレン	JIS K0102-3	26.2、26.3、26.4	0.002 mg/L
	硝酸態窒素	JIS K0102-2	15.6、15.7	0.01 mg/L
	亜硝酸態窒素	同	14.2、14.3	0.001 mg/L
	ふっ素	同	5.2及び5.3、5.4※ ³ 、5.2及び5.5※ ⁴	0.08 mg/L
	ほう素	JIS K0102-3	5.2、5.5、5.6	0.1 mg/L
	1,4-ジオキサン	告示59号 ¹⁾	付表7	0.005 mg/L

項目			測定方法		報告下限値
要 監 視 項 目	人の健康の保護関連	クロロホルム	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.1	0.0006 mg/L
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	同	同	0.002 mg/L
		1,2-ジクロロプロパン	同	同	0.006 mg/L
		p-ジクロロベンゼン	同	同	0.02 mg/L
		イソキサチオン	平成5年水質規制課長通知 ³⁾	付表1の第1又は第2	0.0008 mg/L
		ダイアジノン	同	同	0.0005 mg/L
		フェニトロチオン	同	同	0.0003 mg/L
		イソプロチオラン	同	同	0.004 mg/L
		オキシシン銅	同	付表2	0.004 mg/L
		クロロタロニル	同	付表1の第1又は第2	0.005 mg/L
		プロピザミド	同	同	0.0008 mg/L
		E P N	同	同	0.0006 mg/L
		ジクロルボス	同	同	0.0008 mg/L
		フェノブカルブ	同	同	0.003 mg/L
		イプロベンホス	同	同	0.0008 mg/L
		クロルニトロフェン	同	同	0.0001 mg/L
		トルエン	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.06 mg/L
		キシレン	同	同	0.04 mg/L
		7,8-ジフルオロキシル	平成5年水質規制課長通知 ³⁾	付表3の第1又は第2	0.006 mg/L
		ニッケル	JIS K0102-3	18.4、	0.001 mg/L
		モリブデン	又は平成5年水質規制課長通知 ³⁾	付表4、付表5	
			JIS K0102-3	27.2、	0.007 mg/L
		アンチモン	又は平成5年水質規制課長通知 ³⁾	付表4、付表5	
			JIS K0102-3	21.2、	0.002 mg/L
		塩化ビニルモノマー	又は平成16年水環境部長通知 ⁴⁾	付表5の第1、第2又は第3	
		エピクロロヒドリン	平成16年水環境部長通知 ⁴⁾	付表1	0.0002 mg/L
		全マンガン	同	付表2	0.00004 mg/L
		ウラン	JIS K0102-3	15	0.02 mg/L
		PFOS及びPFOA	平成16年水環境部長通知 ⁴⁾	付表4の第1又は第2	0.0002 mg/L
			令和2年水・大気環境局長通知 ⁵⁾	付表1	2 ng/L
			(PFOS、PFOAそれぞれの報告下限値は1ng/Lとする。)		
	水生関連生物保全	クロロホルム	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.1	0.0006 mg/L
		フェノール	平成15年水環境部長通知 ⁶⁾	付表1	0.001 mg/L
		ホルムアルデヒド	同	付表2	0.1 mg/L
		4-tert-ブチルフェノール	平成25年水・大気環境局長通知 ⁷⁾	付表1	0.0001 mg/L
		アニリン	同	付表2	0.002 mg/L
		2,4-ジクロロフェノール	同	付表3	0.002 mg/L
		アンモニウム態窒素	JIS K0102-2	13.4、13.6	0.01 mg/L
			又は上水試験方法 - 2020 II 4 - 9.4		
		有機態窒素	(T - N) - (NH ₄ - N + NO ₂ - N + NO ₃ - N)		0.01 mg/L
		溶解性オルトトリン酸態りん	JIS K0102-2	18.2.1、18.2.2	0.003 mg/L
		溶性珪酸	JIS K0102-2	19.2.2	0.1 mg/L
		クロロフィル	上水試験方法 - 2020 III - 2	36.2	0.1 μg/L
		フェオ色素	同		0.1 μg/L
		塩化物イオン	JIS K0101 32.1、又はJIS K0102-2 6.3		0.1 mg/L
		D-COD	JIS K0102-1	17	0.5 mg/L
		D-TOC	JIS K0805、又はJIS K0102-1	19.2	0.1 mg/L
		P-TOC	CHNコーダー法、又は(TOC) - (D-TOC)		0.01 mg/L
		TOC	(D-TOC) + (P-TOC)、又はJIS K0102-1	19.2	0.1 mg/L
		底層DO	JIS K0102-1	21.2、21.3、21.4、21.5	0.5 mg/L
			又は告示59号1) 付表10		
		鉄	JIS K0102-3	16	0.05 mg/L
		溶存態鉄	JIS K0102-3	16	0.05 mg/L
		溶存態マンガン	JIS K0102-3	15	0.02 mg/L
		植物プランクトン	プランクトンモニタリング調査マニュアル ⁸⁾		—
	底質	強熱減量	底質調査方法 (平成24年8月8日付環水大発第120725002号)		—
		COD	同		—
		全窒素	CHNコーダー法		—
		全りん	底質調査方法 (平成24年8月8日付環水大発第120725002号)		—
		硫化物	同		—

- 1) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」(R7.4.1 一部改正)
- 2) 令和 3 年 10 月 7 日付け環水大発第 2110072 号・環水大土発第 2110072 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」
- 3) 平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号環境庁水質保全局水質規制課長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
- 4) 平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
- 5) 令和 2 年 5 月 28 日付け環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
- 6) 平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
- 7) 平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
- 8) 琵琶湖における植物プランクトン優占種の経年変化と水質 (1999) 用水と廃水 vol.41, No.7, 582 - 591

- ※1 試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。
- ※2 規格 24.3.1 に定める方法による場合にあっては、原則として光路長 50mm の吸収セルを用い、規格 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（クロム（Ⅲ）を共沈除去する場合に限る。）にあっては、試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。
- ※3 妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものをを用い、JIS K 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。
- ※4 蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。

圖表 6-1 公共用水域水質測定計畫總括表（琵琶湖）

[illegible]

※表中の数値は年間の測定回数を示す。

注1) アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定する。

注2) 調査地点区分は、『○』環境基準点、『●』窒素・りん環境基準点、『■』水生生物環境基準点、『空欄』一般調査地点を示す。

図表6－2 公共用水域水質測定計画総括表（琵琶湖）

水 域 名	調 査 地 点 区 分	要 監 視 項 目																				そ の 他 項 目										測定実施機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		人の健康の保護関連																		水生生物保全関連																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		ク	ト	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2

図表 7-1 公共用水域水質測定計画総括表（河川）

[illegible]

※表中の数値は年間の測定回数を示す。
注1) アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定する。

図表7-2 公共用水域水質測定計画総括表（河川）

[illegible]

図表7-3 河川要監視項目ローテーション調査表

							令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
A	天神川	十禅寺川	姉川	愛知川	和邇川	○					
B	大宮川	葉山川	田川	日野川	安曇川		○				
C	柳川	守山川	天野川	石田川				○			
D	吾妻川	大戸川	犬上川	家棟川	知内川				○		
E	相模川	信濃川	宇曽川	野洲川	大浦川					○	

注1) 要監視項目に関して、瀬田川を除く河川については、5年で24地点を一巡するローテーション調査を実施する。

注2) 測定地点が2地点ある河川については、下流地点のみを調査することとし、大戸川は10-2、信楽川は11-2、野洲川は20-1とする。

図表 8 水深別水質測定計画総括表（琵琶湖）

水域名		水深（m）	気	水	透	水	p	D	B	C	S	全	全	N	N	N	溶	溶	ク	フ	塩	T	溶	全	溶	測定実施機関	
			温	温	度	深	H	O	D	D	S	素	ん	N	N	N	解性 オルトリ ン酸態りん	性 珪酸	ロ ロ ファイ	エ オ 色	化 物 イ オン	C	鉄	マン ガン	態 マン ガン		
琵琶湖	今津沖中央 （水深約90m）	0.5	24	24	24	24	24	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	滋賀県
		5		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					
		10		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					
		15		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					
		20		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
		30		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					
		40		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
		60		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
		80		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
		底から1m		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
北湖	安曇川沖中央 （水深約60m）	0.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	水資源機構
		5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		10		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		15		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		20		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		30		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		40		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		50		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		底から1m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		南湖	南比良沖中央 （水深約60m）	0.5	24	24	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
5				24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
10				24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
15				24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
20				24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
30				24				24																			
40				24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
50				24				24																			
底から1m				24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
琵琶湖 （南湖）	大宮川沖中央 （水深約4m）			0.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	
		2.5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		底から1m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	
		底から0.5m		12			12																				
	唐崎沖中央 （水深約4m）	0.5	24	24	24	24	24	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					滋賀県
		底から0.5m		24				24																			

※表中の数値は年間の測定回数を示す。

注 1) 各測定点の水深 0.5m の測定回数は、図表 6 に記載されているものを含む。

注 2) 上表に関わらず、必要に応じて今津沖中央底層における D0 等について頻度を上げて調査をおこなう。

図表9 生活環境の保全に関する水質環境基準

(1) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ ※ 100mL以下	昭和46年12月28 日環境庁告示第 59号の第1の2 の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	-	

備考

1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。
2. 農業水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
4. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、
大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
5. 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、
大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
6. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点
を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
7. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
8. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、
発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※琵琶湖においては、備考4.にもとづき、100CFU/100mL以下とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
// 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
// 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
// 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
// 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下	
備考				
1. 基準値は年間平均値とする。				
2. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 // 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 // 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考					
1.基準値は、年間平均値とする。					

工

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
備考			
1. 基準値は、日間平均値とする。			
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型バンドン採水器を用いる。			

(2) 河川

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量（BOD）	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下 ※	昭和46年12月28 日環境庁告示第 59号の第1の2 の（2）により 水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	1000CFU/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L以上	-	

備考

1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90％水質値とする。

2. 農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU／100mL以下とする。

4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。

5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※備考3.にもとづき、100CFU/100mL 以下とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考					
1.基準値は、年間平均値とする。					

図表 10 人の健康の保護に関する水質環境基準

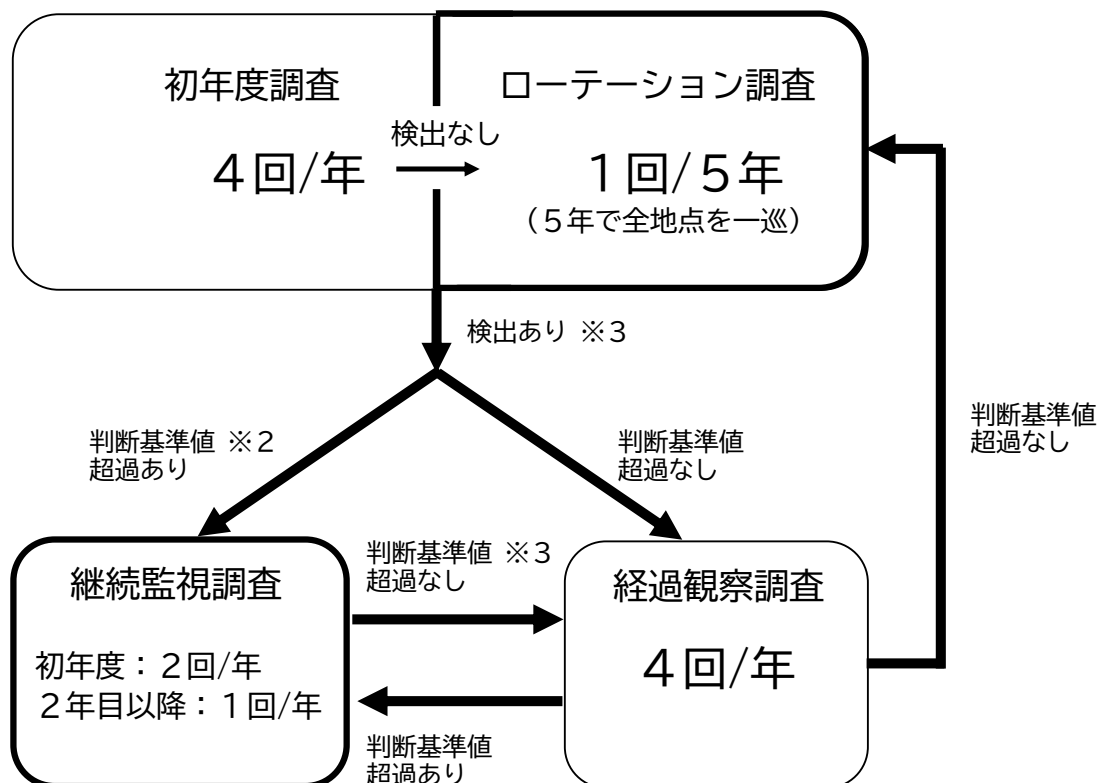
項目	基準値	用途等
カドミウム	0.003 mg/L以下	電池, 塩ビ安定剤
全シアン	検出されないこと	有機合成原料, メッキ
鉛	0.01 mg/L以下	蓄電池, 鉛管, ハンダ [※]
六価クロム	0.02 mg/L以下	塗料, 医薬品原料
砒素	0.01 mg/L以下	半導体, 農薬, 顔料
総水銀	0.0005 mg/L以下	電池, 歯科材料
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	熱媒体(製造禁止)
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	金属洗浄剤, 発泡
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	殺虫剤
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	樹脂原料, 溶剤
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	樹脂原料
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	溶剤, 合成原料
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	合成原料, 溶剤
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	合成原料, 接着剤
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	金属洗浄剤
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	// 、クリーニング [※]
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	土壌熏蒸剤
チウラム	0.006 mg/L以下	殺虫・消毒剤
シマジン	0.003 mg/L以下	除草剤
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	水田除草剤
ベンゼン	0.01 mg/L以下	合成原料, 溶剤
セレン	0.01 mg/L以下	太陽電池, 感光体
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	肥料, 火薬製造
ふっ素	0.8 mg/L以下	虫歯予防, 酸洗浄
ほう素	1 mg/L以下	ガラス, 医薬品
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	洗浄剤等
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. ほう素、ふっ素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素は、平成11年2月22日環境庁告示第14号、16号により追加。 4. 1,4-ジオキサンは、平成21年11月30日環境省告示第78号により追加。		

図表 11 要監視項目に係る指針値（湖沼および河川）

項目		指針値	用途等
人の健康の保護関連	クロロホルム	0.06 mg/L以下	溶剤等
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	溶剤、香料、有機合成等
	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	殺線虫剤、溶剤等
	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	染料中間物、殺虫剤等
	イソキサチオン	0.008 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	ダイアジノン	0.005 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	フェニトロチオン	0.003 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	オキシ銅	0.04 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	クロロタニール	0.05 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	プロピザミド	0.008 mg/L以下	農薬（除草剤）
	E P N	0.006 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	ジクロロボス	0.008 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	イプロベンホス	0.008 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	クロルニトロフェン	—	農薬（除草剤）
	トルエン	0.6 mg/L以下	塗料溶剤、有機合成等
	キシレン	0.4 mg/L以下	塗料溶剤、有機合成等
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	プラスチック可塑剤
	ニッケル	—	金属（合金成分等）
	モリブデン	0.07 mg/L以下	金属（合金成分、触媒等）
	アンチモン	0.02 mg/L以下	金属（合金成分、難燃剤）
	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	ポリ塩化ビニル等
	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	エポキシ樹脂等
	全マンガン	0.2 mg/L以下	ステンレス等の添加剤等
	ウラン	0.002 mg/L以下	主に原子核燃料
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下 (暫定、PFOS及びPFOAの合計値)	消火剤、表面処理等
水生生物保全関連	クロロホルム	生物A 0.7 mg/L以下 生物B 3 mg/L以下 生物特B 3 mg/L以下	溶剤等
	フェノール	生物A 0.05 mg/L以下 生物B 0.08 mg/L以下 生物特B 0.01 mg/L以下	消毒剤、染料中間体等
	ホルムアルデヒド	生物A 1 mg/L以下 生物B 1 mg/L以下 生物特B 1 mg/L以下	樹脂原料、防腐剤等
	4-tert-オクチルフェノール	生物A 0.001 mg/L以下 生物B 0.004 mg/L以下 生物特B 0.003 mg/L以下	樹脂原料、界面活性材原料
	アニリン	生物A 0.02 mg/L以下 生物B 0.02 mg/L以下 生物特B 0.02 mg/L以下	染料、医薬品等の合成原料
	2,4-ジクロロフェノール	生物A 0.03 mg/L以下 生物B 0.03 mg/L以下 生物特B 0.02 mg/L以下	殺虫剤、除草剤等の原料

※ 水生生物に係る類型については、16～20 頁図表 9 を参照。

参考 各河川における要監視項目の調査頻度決定フロー ※1



※1 その他知見や過去の調査結果等により、指針値を超過するおそれがないと判断する項目については、本フローによらず、調査頻度を決定する場合がある。

※2 判断基準値は、指針値の 7/10 とする。

ただし、ニッケルについては指針値が定められていないため、水道水の水質管理目標値 0.02mg/L を準用し、判断基準値を 0.014mg/L とする。

※3 PFOS 及び PFOA については、ローテーション調査の結果、判断基準値以下で検出された場合は経過観察調査に移行せず、引き続きローテーション調査を実施する。また、継続監視調査の結果、判断基準値以下で検出された場合も経過観察調査に移行せず、ローテーション調査に移行する。

令和8年度地下水水質測定計画

滋 賀 県

第2 令和8年度地下水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、県内の地下水の水質の測定について必要な事項を定めるものとします。

2 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査です。概ね2km四方に区切った264区域を5年で一巡します。令和8年度は5巡目の2年目となります。

(2) 検出井戸周辺調査

概況調査等で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準」という。）値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認するために実施する調査です。

(3-1) 継続監視調査

(2)の調査により環境基準値を超過した地点を含む地域において、次のアまたはイの区分ごとに、継続的に監視を行うために実施する調査です。

ア 自然的原因の可能性が高いと考えられる地下水汚染（自然由来汚染）

環境基準値を超過する地下水汚染であって、自然的原因の可能性が高いと考えられる汚染を監視するため、調査対象井戸が存在する区域において概況調査を実施するタイミングに合わせて、5年に1回水質調査を実施します。

自然的原因の可能性が高いと考えられる地下水汚染は、地質等に専ら起因する汚染であり長期的に一定レベルの汚染状態が継続するものと考えられることから、原則として経過観察調査に移行することなく汚染監視調査を継続します。

イ 人為的な地下水汚染その他の自然由来汚染と判断できない地下水汚染（汚染監視調査）

環境基準値を超過する地下水汚染を継続的に監視するため、調査対象井戸において年1回（初年度のみ年2回）の水質調査を実施します。

(3-2) 継続監視調査（経過観察調査）

汚染監視調査において、全ての調査対象井戸で環境基準値以下となった地域は、その翌年度に経過観察のための調査を年2回実施します。

経過観察調査において、全ての調査対象井戸で環境基準値以下であることが確認された場合、継続監視調査を終了します。1つ以上の調査対象井戸で環境基準値を超過した場合は、翌年度は汚染監視調査を実施します。

なお、概況調査および検出井戸周辺調査の結果、全ての調査対象井戸で環境基準値以下の検出であった場合は、経過観察調査に準じた調査を翌年度に実施します。

(4) 確認調査

過去に汚染監視調査が実施され、その後汚染が認められなくなった地域で最高濃度が検出されていた井戸等に関して、当該井戸等が存在する区域において概況調査を実施するタイミングに合わせて、5年に1回水質調査を実施します。

継続監視調査を終了してから10年目以降に確認調査が実施されており、かつ直近2回の確認調査で検出される濃度が環境基準値の7/10以下※であることが確認された場合、確認調査を終了します。

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に関しては環境基準値以下であること

3 測定項目および測定方法

図表1に掲げる項目ごとの測定方法によるものとします。

図表1 測定方法および環境基準値

	項目	環境基準値[mg/L]	報告下限値[mg/L]	測定方法
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	0.0003	平成9年3月13日環境庁告示第10号別表に掲げる方法
	全シアン	検出されないこと。	0.1	
	鉛	0.01 以下	0.005	
	六価クロム	0.02 以下	0.01	
	砒素	0.01 以下	0.005	
	総水銀	0.0005 以下	0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005	
	PCB	検出されないこと。	0.0005	
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	
	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	
	クロロエチレン	0.002 以下	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	
	チウラム	0.006 以下	0.0006	
	シマジン	0.003 以下	0.0003	
	チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	
	ベンゼン	0.01 以下	0.001	
	セレン	0.01 以下	0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (以下「窒素」という)	10 以下	0.01	
	ふっ素	0.8 以下	0.08	
	ほう素	1 以下	0.1	
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	
その他	pH	-	-	JIS K 0102-1 12
	電気伝導率	-	-	JIS K 0102-1 13

4 調査対象市町

図表 2 に掲げる対象市町において調査を実施します。

図表 2 調査対象市町

調査名	調査対象市町
(1) 概況調査	大津市、栗東市、甲賀市、東近江市、豊郷町、米原市、高島市
(2) 検出井戸周辺調査	概況調査等で新たに検出された地点の所在する市町
(3) 継続監視調査	汚染監視調査：大津市、草津市、守山市、野洲市、湖南市、甲賀市、近江八幡市、彦根市、愛荘町、長浜市、米原市、高島市 経過観察調査：草津市、守山市、甲賀市

5 調査の内容

(1) 概況調査、継続監視調査（自然由来汚染）および確認調査

概況調査ならびに概況調査に合わせて実施する継続監視調査（自然由来汚染）および確認調査（以下「概況調査等」という。）の調査地域および調査項目については次のとおりです。

ア 調査地域

図表 3 に掲げる 53 区域において調査を実施します。

イ 調査項目

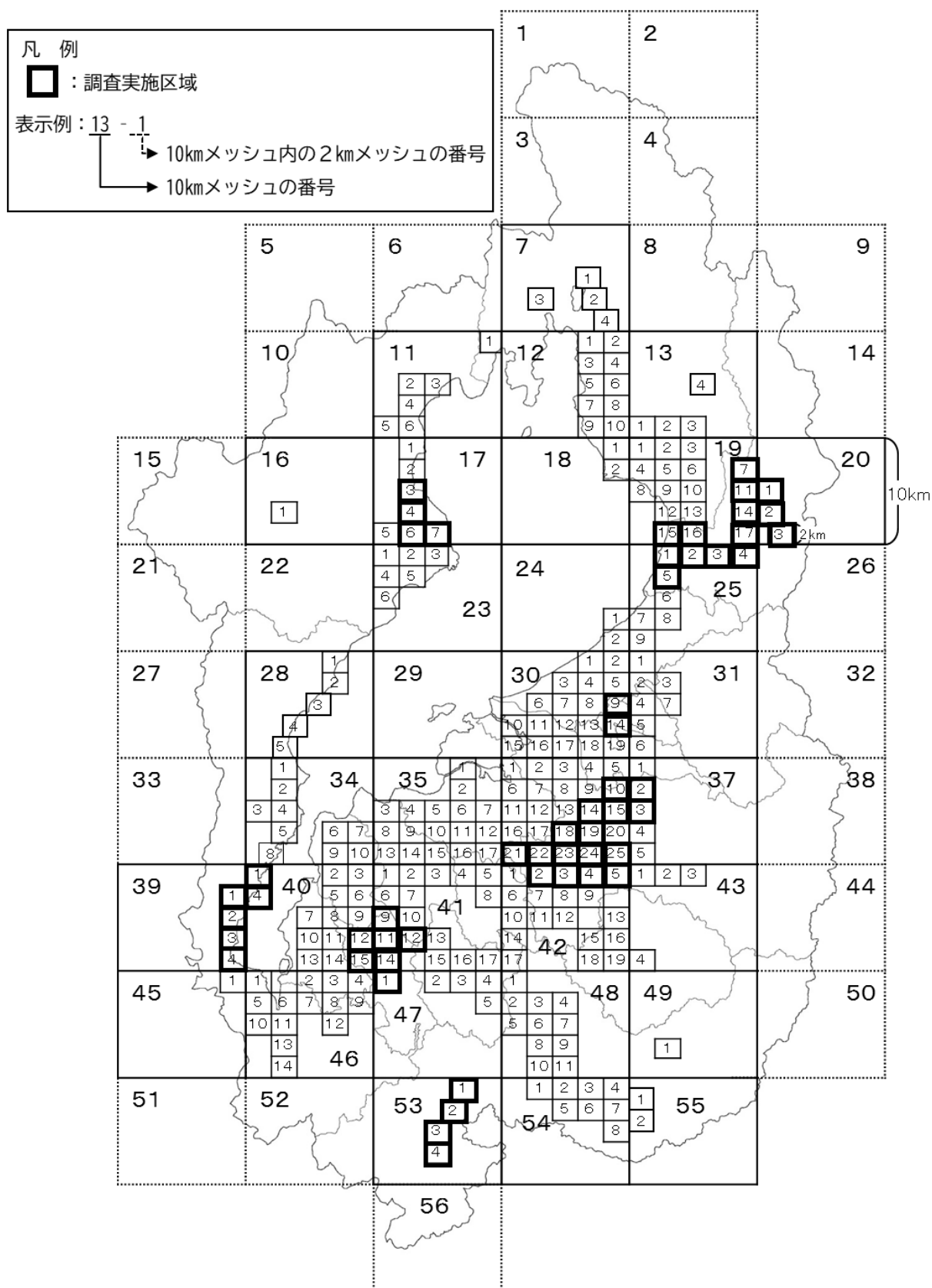
概況調査においては、図表 1 に掲げる項目のうち、農薬 4 項目（1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ）を除く項目について、全ての調査対象区域で調査を実施します。農村部およびゴルフ場付近等、調査実施市町内で農薬が検出される可能性が最も高いと推定される区域については、農薬 4 項目も対象とします。アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定することとします。

継続監視調査（自然由来汚染）においては、汚染が確認されている項目について調査を実施します。

確認調査においては、過去に汚染監視調査の対象としていた項目（関連項目がある場合は、当該関連項目を含む。詳細は図表 5 を参照。）について調査を実施します。

令和 8 年度の概況調査等の各調査計画は、図表 4 のとおりです。

図表3 概況調査等の実施区域



図表4 概況調査等の実施区域と調査項目

所管	市町名	概況調査 ^{注1)}		継続監視調査 ^{注1)} (自然由来汚染)	確認調査 ^{注1,2,3)}
			農薬4項目		
大津市	大津市	39-1, 2, 3, 4 40-1, 4	-		
南部	栗東市	40-12, 15 41-9, 11, 12, 14 47-1	47-1		41-14 (栗東市上砥山 地区:窒素)
甲賀	甲賀市 (旧信楽町)	53-1, 2, 3, 4	53-1, 2, 3, 4 のう ち1区域		-
東近江	東近江市 (旧湖東町)	36-10, 15 37-2, 3	36-10, 37-3 のう ち1区域		37-2 (東近江市湯屋町 地区:有機塩素系 A)
	東近江市 (旧八日市)	36-14, 18, 19, 21, 22, 23, 24, 25 42-2, 3, 4, 5	36-18, 21, 42-2, 5 のうち1区域		36-24 (東近江市東近 江地域:有機塩素系 A)
	近江八幡市			35-4, 5 (3 地点・砒素) ^{注4)}	36-11 (近江八幡市近 江八幡市地域(近江八 幡市長田地区):有機 塩素系 A)
湖東	豊郷町	30-9, 14	-		-
湖北	米原市 (旧山東町)	19-7, 11, 14, 17 20-3	19-11, 17 のうち 1 区域	19-11(1 地点:砒素) 19-17(1 地点:ほう素) 19-17 (1 地点:ふっ素)	
	米原市 (旧近江町)	19-15, 16 25-1, 2	19-15, 16 のうち 1 区域	19-15(1 地点:砒素) ^{注5)}	-
	米原市 (旧伊吹町)	20-1, 2	20-2		
	米原市 (旧米原町)	25-3, 4, 5	25-3, 5 のうち 1 区域	25-5(1 地点:砒素) ^{注5)}	-
	長浜市 (旧虎姫町)			13-1(1 地点:砒素) ^{注5)}	
	長浜市 (旧びわ町)			18-1(1 地点:砒素) ^{注5)}	-
高島	高島市 (旧新旭町)	17-3, 4, 6, 7	17-7	17-7 (1 地点:砒素)	-

注1) 区域番号は図表3を参照

(例示) 40-7

→ 10 km 区画をさらに 2 km 区画に区切り、そのうち地下水汚染の影響を受けるおそれのある
区画の北西から 7 番目の意味

→ 県域を 10 km 区画に区切り、北西から順に番号を付け 40 番目の区画の意味

注2) 過去に当該区域内で環境基準値を超えて検出され、その後環境基準値以下となった地域があることから、最
高濃度が検出されていた地点等において、汚染物質とその関連物質を対象に確認調査を行います。

注3) 有機塩素系 A, B, C については、図表5を参照。

注4) 令和7年度の調査において、欠測であったことから調査を実施する。

注5) 長浜市・米原市湖岸地域として評価するために概況調査の調査年度に関わらず、13-1、18-1、19-15、25-5 は
同一年度に調査を実施する。

(2) 検出井戸周辺調査

検出井戸周辺調査の調査地域および調査項目については次のとおりです。

ア 調査地域

概況調査等により新たに検出された地点の周辺地域において調査を実施します。

イ 調査項目

概況調査等で新たに検出され、その広がりを確認する必要がある項目について調査を実施します。

なお、有機塩素系化合物は分解され、他の物質に変化することから、この分解生成物および前駆物質を考慮し、図表5に掲げるいずれかの項目が検出された場合、同じグループに含まれる全ての項目について調査を実施します。

図表5 有機塩素系化合物の調査項目グループ分け

グループ	調査項目
A	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン
B	1,1,1-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン
C	1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン
D	四塩化炭素、ジクロロメタン

(3) 継続監視調査（人為的な地下水汚染その他の自然由来汚染と判断できない地下水汚染の汚染監視調査）

人為的な地下水汚染その他の自然由来汚染と判断できない地下水汚染に係る汚染監視調査の調査地域および調査項目については、図表6のとおりです。なお、汚染監視調査は、初年度のみ年2回実施し、2年目以降は年1回実施します。

図表6 人為的な地下水汚染など自然由来汚染と判断できない地下水汚染の調査地域等

No	所管	調査地域名	地点数	回数	調査項目
1	大津市	大津市大江地区	2	1	窒素
2		大津市北小松地区	1	2	鉛
3	南部	草津市矢倉地区	8	1	六価クロム
4		草津市矢倉地区	12	1	有機塩素系 A
5		草津市野路地区	11	1	有機塩素系 A
6		守山市南東部・野洲市西部地域	7	1	有機塩素系 D
7	甲賀	湖南市石部地区	10	1	有機塩素系 A
8		甲賀市水口町城内・東林口・西林口・北脇地区	12	1	有機塩素系 A
9		甲賀市甲賀町大原市場地区	2	1	ベンゼン
10	湖東	彦根市日夏・清崎・南川瀬地区	6	1	有機塩素系 A
11		愛荘町愛知川地区	8	1	有機塩素系 A
12	湖北	長浜市大寺町地区	9	1	有機塩素系 A
13		米原市村居田地区	5	1	有機塩素系 A

注) 有機塩素系 A, D については、図表5を参照。

(4) 継続監視調査（経過観察調査）

経過観察調査の調査地域および調査項目については、図表7のとおりです。

なお、概況調査および検出井戸周辺調査の結果、全ての調査対象井戸で環境基準値以下の検出であった場合に経過観察調査に準じて実施する調査を含みます。

図表7 継続監視調査（経過観察調査）の調査地域等

No	所管	調査地域名	地点数	回数	調査項目
14	南部	守山市小島町地区	1	2	カドミウム
15	南部	草津市岡本町地区	6	2	有機塩素系 A
16	甲賀	甲賀市甲賀町滝地区	1	2	窒素

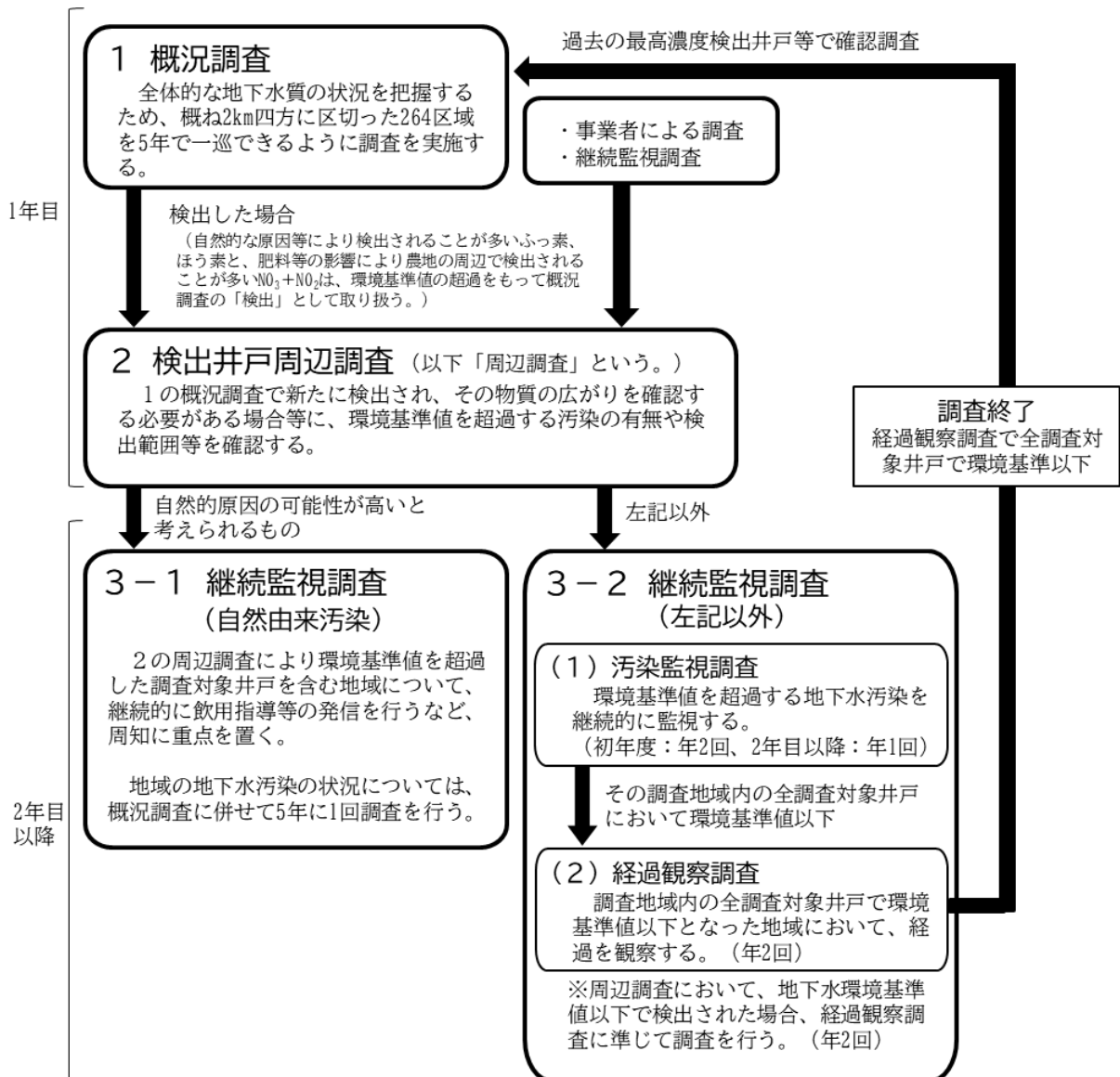
注) 有機塩素系 A については、図表5を参照。

6 実施機関

調査の実施機関は、大津市内は大津市、その他は県とし、必要に応じて関係機関で協議します。

参考1

地下水調査のフロー



参考 2 令和 7 年度から令和 11 年度までの概況調査の実施区域（予定を含む）

(1 / 2)

所管	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
大津市	34-3, 4, 5, 8	39-1, 2, 3, 4 40-1, 4	45-1 46-1, 5, 10, 13, 14	46-6, 7, 11, 12	大津市（旧志賀町） 28-1, 2, 3, 4, 5 34-1, 2
南部	守山市 34-6, 7, 9, 10 40-2, 3, 5, 6, 9	栗東市 40-12, 15 41-9, 11, 12, 14 47-1	草津市 40-7, 8, 10, 11, 13, 14 46-2, 3, 4, 8, 9	野洲市（旧野洲町） 35-14, 15 41-1, 2, 3, 6, 7, 10	野洲市（旧中主町） 35-3, 8, 9, 13
甲賀	甲賀市（旧甲南町） 48-9, 10, 11 54-1, 2, 5	甲賀市（旧信楽町） 53-1, 2, 3, 4	甲賀市（旧水口町） 48-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	湖南市（旧石部町） 41-15 47-2 甲賀市（旧土山町） 49-1	湖南市（旧甲西町） 41-13, 16, 17 42-14, 17 47-3, 4, 5 甲賀市（旧甲賀町） 54-3, 4, 6, 7, 8 55-1, 2
東近江	近江八幡市 35-1, 2, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 16, 17 36-11, 16	東近江市（旧湖東町） 36-10, 15 37-2, 3 東近江市（旧八日市市） 36-14, 18, 19, 21, 22, 23, 24, 25 42-2, 3, 4, 5	近江八幡市（旧安土町） 36-1, 6, 7, 12, 17 東近江市（旧蒲生町） 42-7, 8, 9, 11, 12	東近江市（旧愛東町） 36-20 37-4, 5 竜王町 41-4, 5, 8 42-1, 6, 10 日野町 42-13, 15, 16, 18, 19 43-4	東近江市（旧能登川町） 30-10, 11, 15, 16, 17 36-2 東近江市（旧五個荘町） 36-3, 8, 13 東近江市（旧永源寺町） 43-1, 2, 3

(2/2)

所管	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
湖東	彦根市 24-1, 2 25-6, 7, 8, 9 30-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 12 31-1, 2	豊郷町 30-9, 14	愛荘町（旧愛知川町） 30-13, 18 36-4, 9	愛荘町（旧秦荘町） 30-19 31-6 36-5 37-1	多賀町 31-3, 7 甲良町 31-4, 5
湖北	長浜市（旧虎姫町） 13-1 19-1	米原市（旧山東町） 19-7, 11, 14, 17 20-3 米原市（旧近江町） 19-15, 16 25-1, 2 米原市（旧伊吹町） 20-1, 2 米原市（旧米原町） 25-3, 4, 5	長浜市（旧びわ町） 12-10 18-1, 2 長浜市（旧浅井町） 13-2, 3, 4	長浜市（旧余呉町） 7-1, 2 長浜市（旧西浅井町） 7-3 11-1 長浜市（旧木之本町） 7-4 12-1, 2 長浜市（旧高月町） 12-3, 4, 5, 6 長浜市（旧湖北町） 12-7, 8, 9	長浜市 19-2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 12, 13
高島	高島市（旧高島町） 23-4, 6	高島市（旧新旭町） 17-3, 4, 6, 7	高島市（旧マキノ町） 11-2, 3, 4 高島市（旧安曇川町） 17-5 23-1, 2, 3, 5	高島市（旧今津町） 11-5, 6 17-1, 2	高島市（旧朽木村） 16-1
合計	53	53	53	52	53

参考3

自然的原因の可能性が高いと考えられる地下水汚染

(1/2)

(1) (2)									
No	所管	調査地域名	調査区域	調査項目	調査実施年度（予定含む）				
					R7	R8	R9	R10	R11
1	大津市	大津市黒津地区	46-13	ふっ素			○		
2	南部	野洲市～草津市湖岸地域	34-9	砒素					○
			35-3						○
			40-10						○
3		草津市馬場地区	46-9	砒素			○		
4		草津市矢倉・野路・南笠地区	40-14	総水銀			○		
			46-2,3				○		
5		野洲市小南地区	35-10（3）	ふっ素				○	
6		野洲市永原下町地区	35-14	ふっ素				○	
7	甲賀	湖南市下田地区①	42-14	砒素					○
8		湖南市下田地区②	42-17	ふっ素					○
9		湖南市岩根中央地区	47-4	ふっ素					○
10		湖南市下田・高松町地区	42-14	砒素					○
11		甲賀市水口町日電地区	48-3	砒素			○		
12		甲賀市水口町日電地区	48-3	ほう素			○		
13	東近江	近江八幡市岡山・桐原・北里学区地域	35-4	砒素	○	○			
			35-5（2）		○	○			
14		近江八幡市東川町地区	35-17	砒素	○				
15		東近江市蒲生朝日野地区	42-7	砒素			○		
			42-12				○		
			42-15				○		
16		東近江市旧能登川町北部地域	30-10	砒素					○
			30-11（2）						○
17		日野町清田・別所地区	42-18	砒素				○	
18		竜王町西横関地区	35-16	砒素	○				
19		竜王町鏡地区	41-4（2）	鉛				○	
20		竜王町山面地区	41-4	砒素				○	
21	湖東	彦根市湖岸地域	30-6	砒素	○				
22		彦根市高宮町地区	31-2	鉛	○				

(27)									
No	所管	調査地域名	調査区域	調査項目	調査実施年度（予定含む）				
					R7	R8	R9	R10	R11
23	湖北	長浜市・米原市湖岸地域	13-1	砒素		○			
			18-1			○			
			19-15			○			
			25-5			○			
24		長浜市西浅井町地区	11-1（2）	ふっ素				○	
			7-3					○	
25		米原市本市場地区	19-11	砒素		○			
26		米原市本郷地区	19-17	ふっ素		○			
27		米原市本郷地区	19-17	ほう素		○			
28	高島	高島市マキノ町大沼地区	11-4	砒素			○		
29		高島市今津町日置前地区	11-5	砒素				○	
30		高島市安曇川町下小川・横江地区	23-5（2）	砒素			○		
31		高島市今津町今津地区	17-2	砒素				○	
32		高島市新旭町深溝地区	17-7	砒素		○			

注）調査区域欄には、調査対象井戸が存在する区域の番号を記載しています。

当該区域内に複数の調査対象井戸がある場合は、その数を括弧で示しています。

参考4 確認調査の対象地域

No	所管	調査地域名	調査区域	調査項目	調査実施年度（予定含む）					継続監視 終了年度
					R7	R8	R9	R10	R11	
1	大津市	大津市馬場地区	46-1	有機塩素系 A			○			R4
2	南部	草津市大路地区	40-14	有機塩素系 A			○			R1
3	南部	草津市駒井沢地区	40-8	有機塩素系 A			○			H29
4	南部	草津市南山田・山田地区	40-10	窒素			○			H30
5	南部	草津市下笠町地区	40-10	窒素			○			H29
6	南部	草津市西草津地区	40-14	有機塩素系 A			○			H29
7	南部	守山市播磨田地区	40-3	有機塩素系 A	○					R5
8	南部	栗東市上砥山	41-14	窒素		○				H30
9	南部	野洲市比留田地区	35-9	窒素					○	H28
10	甲賀	甲賀市土山町北土山地区	49-1	鉛				○		H28
11	甲賀	甲賀市水口町松尾地区	48-4	窒素			○			R4
12	甲賀	甲賀市水口町下山地区	48-1	窒素			○			R1
13	甲賀	甲賀市甲賀町油日地区②	55-2	鉛					○	H28
14	甲賀	甲賀市甲賀町神地区	55-1	鉛					○	H28
15	甲賀	湖南市三雲地区	47-5	ふっ素					○	H30
16	東近江	近江八幡市上田町・千僧供	35-12	有機塩素系 A, B, C	○					R4
17		町・長福寺町地区	36-16	有機塩素系 A, B, C	○					R4
18	東近江	近江八幡市近江八幡市地域 (近江八幡市長田地区)	36-11	有機塩素系 A		○				H25
19	東近江	近江八幡市近江八幡市地域 (安土町内野)	36-17	有機塩素系 A			○			H25
20	東近江	東近江市東近江地域	36-24	有機塩素系 A		○				H30
21	東近江	東近江市湯屋町地区	37-2	有機塩素系 A		○				R6
22	東近江	東近江市平林町地区	42-9	窒素			○			R2
23	東近江	東近江市福堂町地区	30-10	窒素					○	H28
24	東近江	日野町中在寺地区	42-13	窒素				○		R4
25	湖東	彦根市馬場・城町地区	24-1	有機塩素系 A	○					R5
26	湖北	長浜市浅井内保町・ 湯次町地区	13-2	有機塩素系 A			○			H27
27	高島	高島市安曇川田中地区	23-1	有機塩素系 A			○			R3

注) 調査区域欄には、調査対象井戸が存在する区域の番号を記載しています。